

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 4 月 28 日

公益財団法人名古屋まちづくり公社
理事長 住 田 博

1 入札に付する事項

(1) 事業名

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業（設計及び建設に関する業務）

(2) 事業場所

名古屋市港区金城ふ頭二丁目地内

(3) 事業概要

金城ふ頭駐車場（仮称）の設計及び建設（既存建物取壊工事を含む。以下、同じ。）に関する業務。

なお、落札者の内、維持管理、運営を担おうとする者は、別途名古屋市から当該施設の指定管理者候補者として選定される。

(4) 建設期間

設計施工請負契約の締結日から平成 29 年 2 月 28 日まで。

なお、落札者の内、維持管理、運営を担おうとする者が別途名古屋市から当該施設の指定管理者として指定された場合は、指定管理期間は供用開始日から平成 39 年 3 月 31 日までとする。

(5) 予定価格

金 15,024,788,000 円

なお、予定価格は、設計及び建設（既存建物取壊工事を含む）に係る業務の費用の合計金額であり、消費税及び地方消費税額を含まない。

(6) 入札方法

ア 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

イ 本入札は、事業提案書の提出を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2 入札参加資格

(1) 入札参加者の参加資格要件等

本事業に応募する単独の企業又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）の構成員のいずれも（以下「応募各社」という。）、以下の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しない場合に限ること。

キ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと、及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財形第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ク 公社が本事業について、アドバイザー業務を委託している（株）日本経済研究所及び（株）日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所（以下「アドバイザー業務に関与する者」という。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において、次に掲げる関係にある者でないこと。

（イ）親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同

じ。)と子会社(会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある。

(イ) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与する者の代表権を有する役員を兼ねている。

ケ 提案評価委員会の評価員との資本関係又は人事面において、次に掲げる関係にある者でないこと。

(ア) 評価員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。

(イ) 評価員が出資総額の 50%を超える出資をしている。

(ウ) 評価員の所属する企業が、親会社と子会社の関係にある。

(エ) 評価員が役員又は従業員となっている。

コ 応募各社のうち、下記(ア)～(エ)に示す業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(ア) 本施設の建築物の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計(監理を含む)」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時まで当該資格を有すると認定された者であること。

b 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

c 平成 16 年度以降に、元請けとして自走式立体駐車場施設(単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む)の設計実績があること。

(イ) 本施設の建築物の建設(残存物解体撤去工事を含む。)にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時まで当該資格を有すると認定された者であること。

b 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

c 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業許可を受けた者のうち経営事項審査における総合評定値(建築一式工事)が、1,200 点以上であること。

d 平成 16 年度以降に、元請けとして、総収容台数 1,000 台以上の自走式立体駐車場施設(単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む)又は延床面積 30,000 m²以上かつ 5 階建以上の建物の施工実績があること。

(ウ) 本施設の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「保守・点検・修理」、「施設の運営・管理」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

(エ) 本施設の運営にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「施設の運営・管理」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

b 平成 16 年度以降に総収容台数 1,000 台以上の自走式立体駐車場施設（単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む。以下この号において同じ。なお、単独の場合、複数棟で構成されていても、各棟が統一の管制システムで管理されているものは、可とする。）、又は直近 3 ヶ年継続的に合計 5,000 台以上の駐車施設（うち少なくとも 1 箇所は 250 台以上の自走式立体駐車場施設を含むこと。）の運営実績があること。

c 本施設の運営業務を行うにあたり、必要な技術、資格を有すること。

なお、応募各社は、他の応募各社及び協力会社となることはできないものとし、応募各社と親会社又は子会社の関係にある者が他の応募各社となることもできないものとする。

また、応募にあたっては、応募各社の名称及び携わる業務並びに協力会社の名称及び携わる業務を明記すること。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業（平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」かつ申請業種「建築設計（監理を含む）」、申請区分「工事請負」かつ申請業種「建築工事」、申請区分「業務委託」かつ「保守・点検・修理」、「施設の運営・管理」又は「その他」、申請区分「業務委託」かつ申請業種「施設の運営・管理」又は「その他」のいずれかの競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行うこと。

(2) 協力会社の資格要件

協力会社は上記(1)のアからコの要件を満たすこと。

なお、協力会社は、他の応募各社及び他の応募者の協力会社となることはできないものとする。

(3) 構成員及び協力会社の変更

参加表明書により参加の意思を表明した構成員の変更は認めない。ただし、参加資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、市及び公社と協議を行うこととする。

協力会社については、資格確認後は原則として協力会社の変更及び追加は認めないものとする。ただし、資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、市及び公社と協議を行うこととする。

3 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、経営の健全性と入札説明書等で示す性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(2) 落札者決定基準

総合評価一般競争入札方式による落札者決定のための審査の進め方、評価項目等を定める。

ア 市及び公社が、学識経験者等 7 名からなる提案評価員会の各評価員の意見を聴取したうえで、事業提案書の審査を行う。

イ 性能等の評価は、業務実施の確実性、駐車場の基本性能、安全性、快適性、景観、ライフサイクルコスト、その他の 7 つの評価項目により評価、採点する。

ウ 性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して、総合評価する。

4 入札手続等

(1) 本入札及び契約にかかる担当部署

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号
公益財団法人名古屋まちづくり公社
総務部経営企画室（金城ふ頭担当）
電話 052-222-3103

※維持管理・運営の業務に係る管理運営協定に関する担当部署

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市住宅都市局都市整備部臨海開発推進室
電話 052-972-3974

(2) 入札説明書等の公表・交付

公社のホームページにおいて、入札説明書、業務要求水準書、基本協定書（案）、設計施工請負契約書（案）、管理運営協定書（案）、落札者決定基準、様式集（以下総称して「入札説明書等」という。）を公表する。

なお、入札説明書等の交付は、公社ホームページでの公表をもって代える。

（公社ホームページ <http://www.nup.or.jp/outline/local/kinjo/news.html>）

(3) 参加表明書及び資格審査書類の提出

ア 提出期間

平成 26 年 4 月 30 日（水）から平成 26 年 5 月 30 日（金）までの毎日（土日祝祭日を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

イ 提出場所

(1)の公社の窓口と同じ

ウ 提出方法

提出場所へ持参するものとする。郵便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 応募者の参加資格確認基準日

平成 26 年 5 月 30 日（金）

(5) 資格審査結果の通知

資格審査の結果を、平成 26 年 6 月 6 日（金）までに、応募企業又は応募グループの代表企業に対し書面により通知する。

(6) 入札書及び事業提案書の提出

ア 持参による場合の提出日及び提出場所

(ア) 提出日

平成 26 年 7 月 31 日（木） 午前 9 時から午後 4 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

(イ) 提出場所

(1)の公社の窓口と同じ

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

(ア) 到達期限

平成 26 年 7 月 31 日（木） 午後 4 時まで

(イ) 提出場所

(1)の公社の窓口と同じ

(7) 開札

開札は、市及び公社が、本事業に関係のない市の職員の立ち会いのもと行う。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び円

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

契約保証金は、本施設の建設工事において、施設整備に相当する金額（設計費及び既存建物解体撤去費を含む。）に消費時及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10以上に相当する額について、事業者が公社若しくは事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、金融機関等から、事業者の契約上の債務不履行により生ずる損害賠償債務の保証がある場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(4) 入札のとりやめ

応募者に競争性の確保に重大な支障を与えると認められる行動が確認された場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した参加資格を有しない者のした入札

イ 入札書に記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

- ウ 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- オ 委任状を提出していない代理人のした入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 予定価格を超過した金額を記載した入札
- ク 入札内訳書の提出がないと認められた者のした入札
- ケ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- コ 本入札説明書に定める入札方法によらない入札
- サ 本入札説明書で示した入札書受付締切日までに提出場所に到達しなかった入札
- シ 参加表明書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ス 参加表明書及び資格審査書類の提出を求められたにもかかわらず提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- セ あきらかに談合によると認められる入札
- ソ その他本入札説明書の条件に違反した入札

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 契約の締結

ア 基本協定

市及び公社、落札者は、次のイ及びウの契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

イ 設計施工請負契約

公社は、落札者のうち設計及び建設業務に従事する者との間で、本施設取得議案に対する市議会の否決を解約の条件とする設計施工請負契約を締結する。

ウ 管理運営協定

市は、落札者のうち維持管理及び運營業務に従事する者との間で、本施設取得議案、施設設置条例制定議案及び指定管理者の指定議案に対する市議会の否決を解約の条件とする管理運営協定を締結する。

(8) その他の注意事項

ア 落札者が、落札者決定時から基本協定締結までの間に、上記 2 (1) に掲げる参加要件を欠くに至った場合には、原則として落札者の決定を取り消し失格とする。ただし、基本協定締結までの間に、応募グループの構成員（代表企業を除く。）が参加要件を喪失した場合で、残存企業のみで、又は参加要件を喪失した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市及び公社が認めた場合は、当該落札者の決定を引き続き有効とする。

イ 落札者が、基本協定締結時から事業契約締結までの間に、市又は公社との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。ただし、落札者の構成員が次の事由に該当した場合で、残存企業のみで、又は次の事由に該当した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えた上で、グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市及び公社が認めた場合はこの限りではない。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項に基づき排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく市及び公社との信頼関係を損なう不正行為の容疑により法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ロ) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書に基づき、愛知県警察本部より排除要請があったとき。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

6 Summary

(1) Subject matter of contract :

The design and construction of the Parking Facility in Kinjo Pier (including the demolition of the existing building)

The maintenance and operation will be delegated by the City separately.

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for the qualification :

5:00p.m, 30 May, 2014

(3) Deadline for tender :

4:00p.m, 31 July, 2014

(4) Contact point for the notice :

Management Planning Section, General Affairs Department, Nagoya Urban
Development Public Corporation, 1-36, Marunouchi 2-chome, Naka-ku, Nagoya,
460-0002 Japan

Tel : 052-222-3103